

【4】疑義照会に関するヒヤリ・ハット

平成21年4月1日から同年12月31日までに報告されたヒヤリ・ハット事例のうち、事例の概要が「疑義照会」として報告された事例は、107件であった。

1) 疑義があると判断した理由に関する分析

疑義があると判断した理由	件数及び疑義照会として報告された事例数に対する割合 (%)
当該処方せんのみで判断	45 (42.0%)
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	37 (34.6%)
上記以外で判断	25 (23.4%)
合計	107 (100.0%)

報告された107件について「疑義があると判断した理由」で分類すると、「当該処方せんのみで判断」したものが45件と多く、「当該処方せんと薬局で管理している情報で判断」したものが37件、「上記以外で判断」したものが25件であった。

〈参考：「平成12年度「疑義照会等状況調査」の分析と評価」^(註)〉

疑義発見の経緯	昭和62年	平成10年	平成12年
処方せんのみにより	72.4 %	51.9 %	46.6 %
薬歴の内容より	15.8 %	19.3 %	17.3 %
患者インタビューにより	7.5 %	27.9 %	32.0 %
その他	4.3 %	0.9 %	4.1 %

2) 変更内容に関する分析

変更内容	件数
薬剤変更	36
用法変更	15
用量変更	16
分量変更	16
薬剤削除	13
その他	11
合計	107

報告された107件について変更内容で分類すると、「薬剤変更」に関するものが36件と最も多く、次に「用量変更」に関するもの、および「分量変更」に関するものが、それぞれ16件であった。また、「その他」11件のうち、薬剤追加に関するものが9件であった。

注：中村健「平成12年度「疑義照会等状況調査」の分析と評価」（日本薬剤師会雑誌54巻4号）参照。

- (1) 「事例の概要」が疑義照会の事例について、「変更内容」を縦軸、「疑義があると判断した理由」を横軸として集計を行った。

変更内容 \ 疑義があると判断した理由	当該処方せんのみで判断	当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	上記以外で判断	件数
薬 剤 変 更	13	14	9	36
用 法 変 更	8	4	3	15
用 量 変 更	8	4	4	16
分 量 変 更	13	3	0	16
薬 剤 削 除	2	9	2	13
そ の 他	1	3	7	11
合 計	45	37	25	107

疑義照会において、「当該処方せんのみで判断」したものについては、「薬剤変更」、「分量変更」が多かった。「当該処方せんと薬局で管理している情報で判断」したものについては、「薬剤変更」、「薬剤削除」が多かった。患者からのヒヤリングなど、「上記以外で判断」したものについては、「薬剤変更」、「その他」が多かった。

- (2) 「疑義照会」として報告された事例のうち、変更内容が最も多かった「薬剤変更」について、下記 i) から iii) の集計を行った。

- i) 疑義照会に関する事例のうち、「医薬品に関する項目」で報告された販売名から、変更の種類別に集計を行った。具体的には、処方された医薬品と変更になった医薬品が規格・剤形の変更に関するものを「異なる規格・剤形に変更」、異なる販売名に変更（規格・剤形の変更を除く）に関するものを「異なる販売名に変更」とした。

変更の種類	件数
異なる規格・剤形に変更	12
異なる販売名に変更	24
合 計	36

処方された医薬品と変更になった医薬品が「異なる規格・剤形に変更」であったものは12件、「異なる販売名に変更」（規格・剤形の変更を除く）であったものは24件であった。

ii) 「変更の種類」を縦軸、「疑義があると判断した理由」を横軸として集計を行った。

変更の種類 \ 疑義があると判断した理由	当該処方せんのみで判断	当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	上記以外で判断	件数
異なる規格・剤形に変更	7	5	0	12
異なる販売名に変更	6	9	9	24
合計	13	14	9	36

薬局から報告された「薬剤変更」に関するヒヤリ・ハット事例のうち、「異なる規格・剤形に変更」に関するものでは、当該処方せん以外の情報を併用して判断しているものが12件中5件（41.7%）であった。また、「異なる販売名に変更」に関するものでは、当該処方せん以外の情報を併用して判断しているものが24件中18件（75.0%）であった。

iii) 「異なる販売名に変更」に分類された24件について、薬効が類似するものと薬効が異なるものを分けて集計を行った。ただし、薬効が類似するものとは、YJコードの先頭4桁以上が一致するものとした。

薬効の類似	件数
薬効が類似するもの	9
薬効が異なるもの	15
合計	24

異なる販売名に変更された事例のうち、薬効が類似する販売名に変更されたものは9件、薬効が異なる販売名に変更されたものは15件であった。特に薬効が異なる医薬品に変更された15件について、疑義があると判断した理由、販売名（薬効）および具体的な事例の内容を以下に示す。

疑義があると判断した理由	販売名（薬効）	事例の内容
併用禁忌（1件）		
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	<p>○処方された医薬品 ユニプロン坐剤100 （その他の解熱鎮痛消炎剤）</p> <p>○変更になった医薬品 アンヒバ坐剤小児用200mg （アニリン系製剤）</p>	当該患者に小児用バクシダールとユニプロン坐薬が同時処方され、当該薬局でのバクシダールの処方が初めてだった為、何の気なしに添付文書を見ていたら、併用禁忌であることが分かったので、疑義照会后、アンヒバ坐薬に処方変更となった。

疑義があると判断した理由	販売名(薬効)	事例の内容
重複した処方(3件)		
当該処方せんのみで判断	<p>○処方された医薬品 セイブル錠25mg (その他の糖尿病用剤)</p> <p>○変更になった医薬品 メルビン錠250mg (ビグアナイド系製剤)</p>	<p>ボグリボースODフィルム0.2「QQ」服用中にセイブル錠25mgが追加された。どちらもαグルコシダーゼ阻害で作用が重複する薬剤であった。医師に確認したところボグリボースを処方していたことを忘れていたとのこと。セイブルからメルビン錠に変更になった。</p>
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	<p>○処方された医薬品 カルナクリン錠50 (循環ホルモン剤)</p> <p>○変更になった医薬品 メリスロン (その他の鎮痛剤)</p>	<p>新規の患者であり、併用薬にカリクレインがあった。同種同効果のカルナクリン錠50が処方されていたので疑義照会をしたところ、カルナクリン錠50が削除になり、メリスロンが追加となった。</p>
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」 (セフェム系抗生物質製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 レボフロキサシン錠100mg「YD」 (ピリドンカルボン酸系製剤)</p>	<p>投薬中に、セフカベンピボキシル塩酸塩処方のところ、他の医療機関から先発医薬品のフロモックス錠が処方されているということがわかった。処方医に疑義照会したところ、セフカベンピボキシル塩酸塩がレボフロキサシン錠「YD」に薬剤変更となった。服用中だったフロモックスは中止するよう処方医から指示があった。</p>
副作用(4件)		
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	<p>○処方された医薬品 メリアクトMS錠100mg (セフェム系抗生物質製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 クラビット錠 (ピリドンカルボン酸系製剤)</p>	<p>膀胱炎再発で診察、処方箋が発行された。以前に診察の際、メリアクトが処方され、薬疹がありクラビットへ変更した経緯があった。薬疹歴を見落としてメリアクトが再度、処方された為、疑義照会を行い、クラビットに変更となった。</p>
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	<p>○処方された医薬品 タンナルピン「ホエイ」 (タンニン酸系製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 ロベミンカプセル1mg (その他の止しゃ剤、整腸剤)</p>	<p>患者コメントに「牛乳アレルギーあり」の患者であった。処方にタンナルピンがあったため、疑義照会をしたところ、ロベミンカプセル1mgに変更となった。</p>
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 エトドラク錠200「KN」 (その他の解熱鎮痛消炎剤)</p> <p>○変更になった医薬品 ボルタレンゲル1% (その他の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤)</p>	<p>他施設でがん治療中の患者に、エトドラク錠200「KN」が処方された。当該患者が持参した薬情より、ティーエスワンカプセル25、ロイコン錠10mg、アズノールうがい液4%、モーラステープ20mgの処方を確認し、白血球減少症への懸念を処方医に疑義照会した。エトドラク錠の処方は中止となり、ボルタレンゲルへ薬剤変更となった。</p>
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 ロキソニン錠 (その他の解熱鎮痛消炎剤)</p> <p>○変更になった医薬品 ボルタレン錠25mg (フェニル酢酸系製剤)</p>	<p>投薬中に「ロキソニン錠で尿が出難くなる」と申し出があったため、処方されていたロキソニン錠について疑義照会を行い、ボルタレン錠25mgに変更となった。</p>

疑義があると判断した理由	販売名(薬効)	事例の内容
入力間違い(6件)		
当該処方せんのみで判断	<p>○処方された医薬品 メバン錠5 (その他の高脂血症用剤)</p> <p>○変更になった医薬品 バナシ錠100mg (セフェム系抗生物質製剤)</p>	処方箋を受け付けた段階で、風邪の処方内容の中に高脂血症用剤が書かれていたので、医薬品名がメバンであり、力価の記載もなく、ひょっとしたらバナシ錠ではないかと思い、疑義照会してみたところ、抗生物質であるバナシ錠の間違いであった。
当該処方せんのみで判断	<p>○処方された医薬品 アスピリン錠10 (その他の鎮咳去たん剤)</p> <p>○変更になった医薬品 アストフィリン配合錠 (その他の鎮咳剤)</p>	他剤は成人量だが、アスピリン錠のみ10mgだった。病院に疑義照会を行ったところ、事務の入力ミスであった。正しくはアストフィリン配合錠だった。
当該処方せんと薬局で管理している情報で判断	<p>○処方された医薬品 ユリーフ錠4mg (その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬)</p> <p>○変更になった医薬品 ユリーフ錠50mg (その他の痛風治療剤)</p>	処方箋にユリーフ(4)処方あり。患者さんが女性のため、適応外なので念のためにDrに確認すると処方ユリーフ(50)だった。Drはカルテにユリーフ(50)と記載をしていたが、処方入力時に間違ったものと思われる。
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 アスパラC錠200 (有機酸カルシウム製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 アスパラカルシウム錠300mg (その他の無機質製剤)</p>	本人が来局した。処方箋はアスパラCで記載してあった。(初処方)投薬時、追加となる薬についてどのように聞いているか患者確認したところ「カルシウム剤が追加になるとは聞いていない」とのことで疑義照会をした。疑義照会にてアスパラCでなく、アスパラカルシウムであったことが判明した。
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 ロキソニン錠 (その他の解熱鎮痛消炎剤)</p> <p>ムコスタ錠100 (その他の消化性潰瘍用剤)</p> <p>○変更になった医薬品 メジコン錠15mg (デキストロメトラン製剤)</p> <p>ダーゼン5mg錠 (その他の酵素製剤)</p>	「去年もらったことのある風邪の薬が欲しい」と患者から医師へ申し出たところ、ロキソニン1錠、ムコスタ1錠 発熱時または痛む時20日分、と処方された。投薬時、患者より「欲しいのはこれではない」と申し出があった。疑義照会を行い、メジコン3錠、ダーゼン錠5mg3錠/分3、7日分に処方変更となった。
上記以外で判断	<p>○処方された医薬品 アマリール1mg錠 (スルフォニル尿素系製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 アルマール錠10 (β-遮断剤)</p>	アルマール錠10をアマリール1mg錠で処方されていた。患者との確認で処方ミスを発見した。疑義照会を行い、処方変更となった。
適応していない薬剤を処方(1件)		
当該処方せんのみで判断	<p>○処方された医薬品 ケナコルトAG軟膏 (抗生物質及び副腎皮質ホルモン混合製剤)</p> <p>○変更になった医薬品 ケナログ口腔用軟膏0.1% (他に分類されない消化器官用薬)</p>	皮膚科からケナコルトAG軟膏(口腔に使用)として処方された。添付文書、メーカーに確認し、口腔は適応外であるため疑義照会。ケナログに変更となった。

3) まとめ

疑義照会として報告があった事例107件のうち、62件(58.0%)が処方せん以外の情報を含めた総合的な情報に基づき疑義照会を行っていた。特に「薬剤変更」が行われた事例のうち、販売名と薬効の双方が異なる医薬品に変更されたものについては、15件中11件(73.3%)が処方せん以外の情報を併用して判断していた。その多くは併用禁忌や患者の副作用防止など、仮に処方の通りに服用していれば健康被害があったと推測された。薬局において薬歴や患者情報等に基づいた調剤による成果であるとともに、これからも処方せん及びそれ以外の情報も含めた総合的な情報を用いて処方せん鑑査をすることが重要である。